

令和7年6月4日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
兵庫県支部 御中

兵庫労働局労働基準部
健康課長

令和7年度「団体経由産業保健活動推進助成金」の実施について

日頃から労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度より実施されてきた「団体経由産業保健活動推進助成金」につきまして、令和7年5月23日より、令和7年度分の受付を開始しておりますので、ご案内申し上げます。

当該助成金は、事業主団体等が傘下の中小企業等に対し、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスに要する費用およびサービス提供にかかる事務費用の90%（上限500万円、一定要件を満たした団体は1,000万円）を助成するものです。

また、産業保健サービスを提供する医師や保健師については、労働者の健康管理等に関する知識のある方が望ましく、産業医又は産業医の要件を備えた医師や、産業保健について知識・経験のある保健師をご活用いただけるよう、併せて周知いただきますようお願いいたします。

なお、詳細は、別添のリーフレットをご確認の上、必要に応じて、労働者健康安全機構のホームページ（<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>）掲載の支給要領、手引き、取組事例等をご参照いただき、傘下の会員団体その他関係者の皆様に対する積極的な周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体※は1,000万円））を助成します。 ※構成事業主が50以上であること等

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

対象となる団体等

次のうちいずれかであること

事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

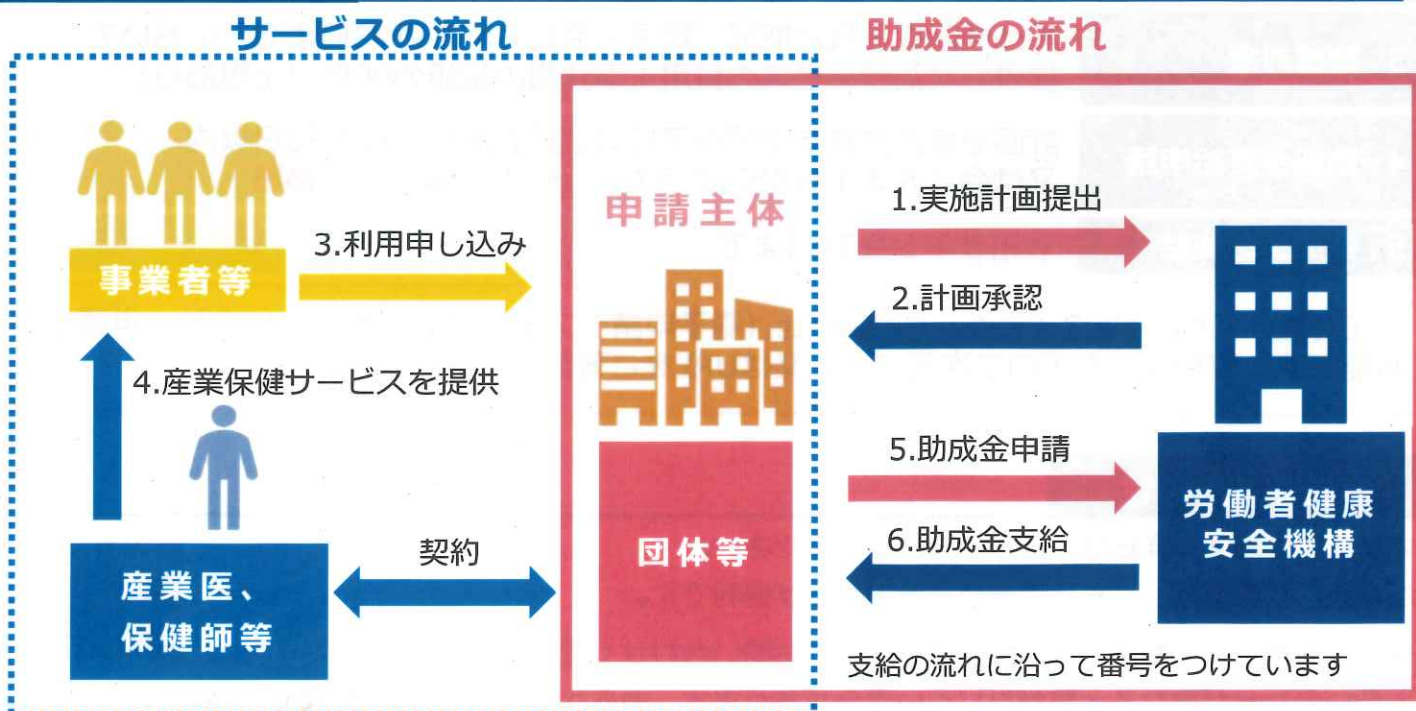
労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

令和7年度より、以下が変更となりました

- ・対象となる産業保健サービスにストレスチェックの実施等を追加（50人未満の事業場に限り）。
- ・産業保健サービスごとの上限額を設定（金額は裏面をご確認ください）。 など

助成の仕組み



対象となる産業保健サービスや上限額

対象となる産業保健サービス	上限額（一定の要件を満たした団体※の上限額） ※構成事業主が50以上であること等
① 医師、保健師等による ストレスチェックの実施及び集団分析 ※労働者数50人未満の事業場のみ対象	… 60万円（120万円）
② 医師、歯科医師による 健康診断結果の意見聴取	… 60万円（120万円）
③ 医師、保健師による 保健指導	… 60万円（120万円）
④ 医師による 面接指導・意見聴取	… 60万円（120万円）
⑤ 医師、保健師、看護師等による 健康相談対応	… 20万円（40万円）
⑥ 医療機関、事業場、両立支援コーディネーター等による個別の労働者を対象とした 治療と仕事の両立支援	… 130万円（260万円）
⑦ 医師、保健師、看護師等による 職場環境改善支援	… 130万円（260万円）
⑧ 医師、保健師、看護師等による 健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発	… 20万円（40万円）

助成額は最大で各上限額の90%です。

産業保健サービスごとの上限額等の詳細な要件は、手引き等をご確認ください。

助成金支給の流れ

▶ 原則、先着順で受付します。

▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

1. 実施計画提出 (交付申請)	〆切：令和7年11月28日(金) 必着
2. 計画承認	1の受付後、原則30日以内
3. 助成対象	計画を承認された期間（最長で令和8年1月23日まで）において、提供されたサービスの費用＋事務費の総額の90%（上限あり）
4. 助成金支給申請	計画を承認された期間終了日の翌日を起算として30日以内 又は令和8年1月30日のうち、いずれか早い日 必着
5. 助成金の支給	令和8年3月31日まで

①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が可能です。詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。



お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。

ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。

チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。

お問い合わせが重なると繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>

労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課

電話番号：0570-783046

(R7.5)